

授業料

授業料の納入について

授業料は、前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月）の2期に分けて、前期は5月末、後期は11月末までに年額の2分の1ずつを納入します。ただし、休学や退学に伴う授業料の月割免除は、前期は4月末日までに、後期は10月末日までに願い出ることにより、在籍（在学）月数の授業料納入をもって行われます。

授業料は、本学窓口での現金収納は行いません。次のどちらかの方法で納入してください。なお、原則は（1）の口座振替により納入してください。

- （1）学生本人名義の金融機関等口座からの口座振替（口座からの引き落とし）。
- （2）やむを得ず口座振替の手続きを行っていない者は、「振込依頼書」により金融機関等窓口で大学指定口座へ振り込み

注1）口座振替の手続き書類は、大学の入学手続きの際に送付・配付しています。

注2）口座振替日は毎年度別途掲示等が行われるとともに、KOANに登録されている学生本人住所宛に事前通知が行われます。

注3）口座振替の手続きを行っていない者には、KOANに登録されている学生本人住所宛に「振込依頼書」が送付されます。

注4）「振込依頼書」により振り込む場合の振り込み手数料は本人負担となります。

授業料の債権は、新たに入学する者は入学月の初日に、在学学生は前年度3月に確定します。休学や退学等の学生としての身分の異動を願い出る者は、必ず異動日の1カ月前（ただし、2カ月前から受付を行います）までに手続きを行ってください。この手続きが行われていない場合には、授業料の債権が発生し、当該授業料を納入しなければなりません。

授業料免除・徴収猶予の申請を行っていない者、または、申請したが授業料の全額免除が許可されずに指定された期限までに必要な授業料の納入を完了しなかった者については、次の措置が取られます。

- （1）大学から本人及び保護者等に督促が行われます。
- （2）督促してもなお、相当期間を経過しても授業料の納入が完了しないときは、除籍の対象となります。

【大阪大学ホームページ／関連ページ】

http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/tuition_info

授業料未納による除籍について

年度末の時点において、授業料の納入が完了していない者については、本学学部学則第32条及び本学大学院学則第33条に基づき、当該年度の3月31日付けで除籍を行います。

授業料未納を理由として除籍となった者の復籍手続きについて

授業料未納を理由として除籍となった者については、救済措置として次の要領により復籍の申請手続きを行うことができます。

- (1) 授業料未納を理由として除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者）が、除籍年の4月中に未納の授業料を納入し、復籍を申請した場合には、4月1日に遡って復籍することができます。このことにより、在学期間は除籍前と通算することになり、修業年限の変更はありません。
- (2) 授業料未納を理由として除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者）が、除籍年の5月～春学期終了までの間に未納の授業料を納入し、復籍を申請した場合は、単位修得の見込み状況により、受入れ可能な期日（原則は夏学期開始日または10月1日）から復籍を認めることができます。この場合の授業料は、復籍後に在籍する授業料から納入することになります。
- (3) 授業料未納を理由として除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者）が、除籍年の夏学期開始日～9月までの間に未納の授業料を納入し、復籍を申請した場合は、単位修得の見込み状況により、受入れ可能な期日（原則は10月1日または冬学期開始日）から復籍を認めることができます。この場合の授業料は、復籍後に在籍する授業料から納入することになります。
- (4) 授業料未納を理由として除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者）が、除籍年の10月～秋学期終了までの間に未納の授業料を納入し、復籍を申請した場合は、単位修得の見込み状況により、受入れ可能な期日（原則は冬学期開始日または次年度の各学期開始日）から復籍を認めることができます。この場合の授業料は、復籍後に在籍する授業料から納入することになります。
- (5) 授業料未納を理由として除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者）が、除籍年の冬学期開始日以降に未納の授業料を納入し、復籍を申請した場合は、単位修得の見込み状況により、受入れ可能な期日（原則は次年度の各学期開始日）から復籍を認めることができます。この場合の授業料は、復籍後に在籍する授業料から納入することになります。
- (6) 除籍処分を取り消しのみを求める申請は受け付けません。
- (7) 復籍の申請が可能な期間は、除籍日の翌月から通算して3年とします。ただし、本学学部学則第32条及び本学大学院学則第33条に基づき、授業料未納を理由として除籍となった者が復籍し、再び除籍となった場合には、この取扱いは適用されません。

授業料の免除・徴収猶予・分納について

修学援助の一環として、経済的理由により授業料の納入が困難であり、学力基準を満たす方を対象に、本人の申請に基づき選考のうえ、予算の範囲内で授業料の全額または半額の免除、収納猶予、及び授業料分納を認める制度があります。

≪授業料免除等の申請対象者≫

- ① 経済的理由によって納入が困難であり、学力基準を満たす方。
- ② 前期または後期の授業料の納入前6ヶ月以内に、出願者の主たる学資負担者が死亡または出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が困難であると認められる方。

≪授業料収納猶予・授業料分納の申請対象者≫

大阪大学ホームページを参照してください。

申請に関する情報は、大阪大学ホームページ等でご案内しています。K O A N 掲示板でも通知が行われます。申請を希望する方はホームページ等を必ず確認し、定められた期日までに申請手続きを行うようにしてください。

【窓口及び問い合わせ先】

吹田学生センター（ＩＣホール１階） ０６（６８７９）７０８８・７０８９

【大阪大学ホームページ／関連ページ】

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/remission>